



建設業における化学物質管理者講習テキスト
 <新旧対照表> 2版(令和7年12月19日)

No.134000

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。
 ※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

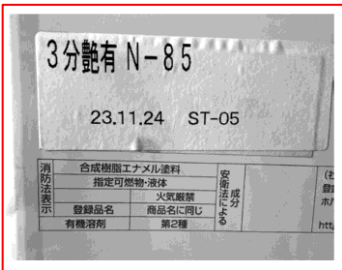
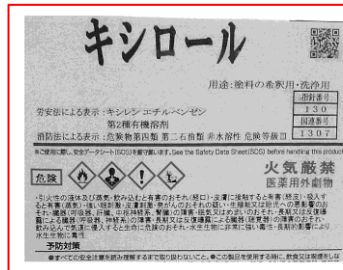
(旧版) 初版(令和7年1月24日)		(新版) 2版(令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
v	[委員] 加藤 昌司 鹿島建設株式会社	v	[委員] 加藤 昌二 鹿島建設株式会社	6行目 (変更)
1	靴の内部に水が入り、違和感を感じた場合は、放置せずに速やかに足を水洗いしましょう。	1	靴の内部に水が入り、違和感を感じた場合は、放置せずに速やかに足を水洗いし、 <u>新しいものに履き替え</u> ましょう。	最下段 (追加)
2	第2編 化学物質の危険有害性 <u>並びに</u> 表示等	2	第2編 化学物質の危険有害性 <u>及び</u> 表示等	20行目 (変更)
2	第5編 災害発生時の措置	2	第5編 災害発生時の <u>応急</u> 措置	27行目 (追加)
3	※4 有資格者とは ①保護具着用管理者教育受講者 ②化学物質関係の作業主任者の資格を有する者 ③安全衛生推進者に係る講習の修了者 など	3	※4 有資格者とは ①保護具着用管理 <u>責任者</u> 教育受講者 ②化学物質関係の作業主任者の資格を有する者 ③安全衛生推進者に係る講習の修了者 など	下から3段目 (追加)
4	事務所:(灯油、ラッカー塗料、スプレーのり、 <u>ハイター</u> 、トナー、消火器等)	4	事務所:(灯油、ラッカー塗料、スプレーのり、 <u>漂白剤</u> 、トナー、消火器等)	表内 2段目 (変更)
4	型枠はく離剤、コンクリート打継処理材、表面保護剤木材防腐剤、ニス	4	型枠はく離剤、コンクリート打継処理材、表面保護剤、 <u>木材防腐剤</u> 、ニス	表内 3段目 (追加)
4	セメント、防水材、コンクリート混和剤、パーライトプレミックスモルタル、着色剤、モルタル接着、増強剤、漆くい	4	セメント、防水材、コンクリート混和剤、パーライト、 <u>プレミックスモルタル</u> 、着色剤、モルタル接着、増強剤、漆くい	表内 4段目 (追加)
4	ロ くい打ち、杭抜き及び場所打ち杭	72	ロ くい打ち、杭抜き及び場所打ち杭 <u>工事</u>	表内 6段目 (追加)
4	セメント系固化材、ベントナイト、PH調整剤、中和剤、軽油、止水剤、グリース油(減摩剤、潤滑油)、石灰粉(マーキング)、 <u>CO</u> 、溶接	4	セメント系固化材、ベントナイト、PH調整剤、中和剤、軽油、止水剤、グリース油(減摩剤、潤滑油)、石灰粉(マーキング)、溶接	表内 6段目 (削除)
4	固化材、土質安定注入薬剤、裏込め注入材、発破用品、グリース油(減摩剤、潤滑油)	4	<u>生コンクリート</u> 、固化材、土質安定注入薬剤、裏込め注入材、発破用品、グリース油(減摩剤、潤滑油)	表内 7段目 (追加)
4	接着剤、耐火パテ、スプレー塗料、 <u>(ダクトパッキン)</u> 配管洗浄剤、冷媒ガス(代替フロン)モルタル、ペンキ、ライニング材、発泡剤	4	接着剤、耐火パテ、スプレー塗料、配管洗浄剤、冷媒ガス(代替フロン)モルタル、ペンキ、ライニング材、発泡剤	表内 13段目 (削除)
5	ケミカルアンカー、サビ止め、 <u>(防振材)</u>	5	ケミカルアンカー、サビ止め	表内 6段目 (削除)
5	 エポキシ容器缶のラベル	5	 エポキシ容器缶のラベル	図差替

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
7	建設工事の現場や製造工場などの様々な事業場においては、放置すれば労働災害に繋がるような危険有害要因(リスク)が存在している。労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)は危険有害要因を取り除いて、作業者に安全で健康的な作業を行うことができる快適な職場環境を形成するために、事業場の最高責任者である事業者(一般的には会社の代表者)に対し、労働災害防止のための対策を講じるよう法令で義務を定めている。	7	建設工事の現場や製造工場などの様々な事業場においては、放置すれば労働災害に繋がるような危険有害要因(リスク)が存在している。労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)は危険有害要因を取り除いて、作業者に安全で健康的な作業を行うことができる快適な職場環境を形成するために、事業場の最高責任者である事業者(一般的には会社の代表者等)に対し、労働災害防止のための対策を講じるよう法令で義務を定めている。	11行目 (追加)
7	「法律」である安衛法に規定された内容を実行するため、細かなルールを規定したものが「政令」としての労働安全衛生法施行令(以下「安衛令」という。)で、安衛法の各案に定められた既定の適用範囲、用語の定義などを定めている。 また「政令」である安衛令をさらに具体的に細かく落とし込み、厚生労働大臣が発令したものが「省令」であり、労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)等がある。安衛則は、労働者の安全と健康を確保して、快適な作業環境を作り出すため厚生労働省が発行した省令。「通則」、「安全基準」、「衛生基準」、「特別規則」の4つから成る。(図1-1-2)。法律、政令、省令と共にさらに詳細な事項について明示した、告示や公示がある。「技術基準」などは一般に告示として、「指針」などは一般に公示として公表され、法令の一部を構成するもので、違反した場合は罰則の対象になる。	7	「法律」である安衛法に規定された内容を実行するため、細かなルールを規定したものが「政令」としての労働安全衛生法施行令(以下「安衛令」という。)で、安衛法の各条に定められた既定の適用範囲、用語の定義などを定めている。 また「政令」である安衛令をさらに具体的に細かく落とし込み、厚生労働大臣が発令したものが「省令」であり、労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)等がある。安衛則は、労働者の安全と健康を確保して、快適な作業環境を作り出すため厚生労働省が発行した省令。「通則」、「安全基準」、「衛生基準」、「特別規則」の4編から成る(図1-1-2)。法律、政令、省令と共にさらに詳細な事項について明示した、告示や公示がある。「技術基準」などは一般に告示として、「指針」などは一般に公示として公表され、法令の一部を構成するもので、違反した場合は罰則の対象になるものもある。	31、36、39 行目 (変更) (削除) (追加)
9	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止(努力義務)(安衛則第594条の2) 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止(義務)(安衛則第594条の2)	9	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止(努力義務)(安衛則第594条の3) 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止(義務)(安衛則第594条の2)	表内 10段 目 (変更)
10	つまり日本の化学物質管理の基本は「個別規制型」であり、これが50年あまり続いてきた。しかし、これらの規制の対象物は少しづつ追加されてきたが、現在でも123物質(2024年4月時点)に限られている。化学物質の危険有害性に関する情報は、これを扱う作業者にとっては必要不可欠であるが、この情報伝達に関するシステムが日本では整備されてこなかった。	10	つまり日本の化学物質管理の基本は「個別規制型」であり、これが50年あまり続いてきた。しかし、これらの規制の対象物は少しづつ追加されてきたが、現在でも123物質(2024年4月時点)に限られている。化学物質の危険有害性に関する情報は、これを扱う作業者にとっては必要不可欠であるが、この情報伝達に関するシステムが日本では整備されてこなかった。	37行目 (変更)
11	危険有害性が特定され、ラベル表示及びSDS交付が義務化されている「896物質」(2024年4月時点)は、リスクアセスメントも義務化(安衛法第57条の3)されている。その他の危険有害性が特定され、ラベル表示及びSDS交付が努力義務となっている物質のリスクアセスメントは、努力義務(安衛法第28条の2)である。	11	危険有害性が特定され、ラベル表示及びSDS交付が義務化されている「896物質」は、リスクアセスメントも義務化(安衛法第57条の3)されている。その他の危険有害性が特定され、ラベル表示及びSDS交付が努力義務となっている物質のリスクアセスメントは、努力義務(安衛法第28条の2)である。	7行目 (削除)
11	欧米においても、化学物質管理は長きにわたって法令を順守することで行われてきたが、1972年に英国で労働安全衛生に関する委員会の報告書、いわゆるローベンスレポートが議会に提出され、その後の化学物質管理の方向性を大きく変えることになった。	11	欧米においても、化学物質管理は長きにわたって法令を順守することで行われてきたが、1972年に英国で労働安全衛生に関する委員会の報告書、いわゆるローベンスレポートが議会に提出され、その後の化学物質管理の方向性を大きく変えることになった。	17行目 (削除) 24行目 (変更)

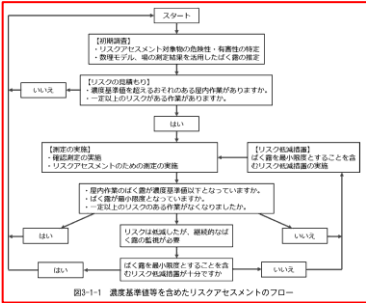
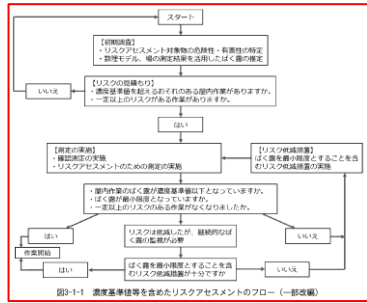
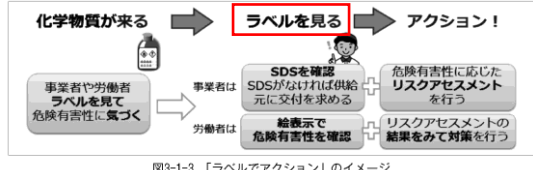
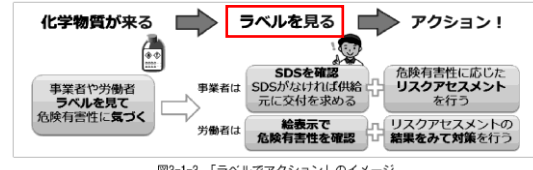
(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
	<p>このローベンスレポートは、当時の労働安全衛生における行政組織（8つ）と関係法令（8つの法律及び500以上の規則類）の弊害、すなわち法令の依拠による事業者の責任や自主性/自発的な取り組みの軽視、技術革新への対応の遅れを指摘し、独立した行政組織の設立、自主的対応への転換、法律の簡素化（原則のみの記述）等の改革案を提示した。これを受けて英国政府は1974年に「職場における保健安全法」を制定し、改革案にしたがって、法律は原則のみとして規則、指針、承認実施準則などで補完する体系を作った。</p> <p>事業者が、安全衛生に取り組むべき態度として、「合理的に実行可能な限りにおいて」を基本としたが、それは「訴訟等が起きたときは、事業者は十分な防止対策を講じていたことを証明できなければ罰則が適応される」ということでもあった。</p>		<p>このローベンスレポートは、当時の労働安全衛生における行政組織（8つ）と関係法令（8つの法律及び500以上の規則類）の弊害、すなわち法令の依拠による事業者の責任や自主性/自発的な取り組みの軽視、技術革新への対応の遅れを指摘し、独立した行政組織の設立、自主的対応への転換、法律の簡素化（原則のみの記述）等の改革案を提示した。これを受けて英国政府は1974年に「職場における保健安全法」を制定し、改革案にしたがって、法律は原則のみとして規則、指針、承認実施準則などで補完する体系を作った。</p> <p>事業者が、安全衛生に取り組むべき態度として、「合理的に実行可能な限りにおいて」を基本としたが、それは「訴訟等が起きたときは、事業者は十分な防止対策を講じていたことを証明できなければ罰則が適用される」ということでもあった。</p>	
17	<p>図1-2-4 化学物質管理における事業場内の体制</p>	17	<p>図1-2-4 化学物質管理における事業場内の体制</p>	図内 (文字の修正、追加)
18	<p>「化学物質管理者」は、安衛法第57条の3第1項に規定される、リスクアセスメントを行うに当たって適用される「化学物質等による危険性又は有害性の調査等に関する指針」（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「リスクアセスメント指針」という。）の中に定義されている。</p>	18	<p>「化学物質管理者」は、安衛法第57条の3第1項に規定される、リスクアセスメントを行うに当たって適用される「化学物質等による危険性又は有害性の調査等に関する指針」（平成27年危険性又は有害性等の調査等に関する指針公示第3号。以下「リスクアセスメント指針」という。）の中に定義されている。</p>	4行目 (追加)
19	<p>但し※一般消費者の生活の用に供される製品のみを扱う事業場は選任の対象外である。</p>	19	<p>但し※一般消費者の生活の用に供される製品のみを扱う事業場は選任の対象外である。</p>	2行目 (追加)
19	<p>◎ 事業者は化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係作業者に周知しなければならない。(安衛則第12条の5の5)</p> <p>◎事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、以下の化学物質管理者の職務(後記2.①～⑦)をなす権限を与えなければならない。(安衛則第12条の5の4)</p> <p>◎化学物質管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に実施する。リスクアセスメント対象物を製造する事業場においては、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者等のうちから選任しなければならない。(安衛則第12条の5の3)</p>	19	<p>◎ 事業者は化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係作業者に周知しなければならない(安衛則第12条の5の5)。</p> <p>◎事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、以下の化学物質管理者の職務(後記2.①～⑦)をなす権限を与えなければならない(安衛則第12条の5の4)。</p> <p>◎化学物質管理者の選任は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に実施する。リスクアセスメント対象物を製造する事業場においては、厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者等のうちから選任しなければならない(安衛則第12条の5の3)。</p>	5, 8, 12行目 (変更)
19	<p>※事業場における化学物質の管理に係る技術的事項の管理とは</p>	19	<p>※1事業場等における化学物質の管理に係る技術的事項の管理とは</p>	14～22行目 (追加) (新設) (追加)

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
	<p>事業場においては、事業者が化学物質の危険有害性を把握し、適切に取り扱うことが求められるが、その際における、ラベル・SDS等の作成やリスクアセスメントの実施、ばく露防止措置の実施等が適切に行なわれるようにすること。</p> <p>※一般消費者の生活の用に供される製品とは</p>		<p>事業場においては、事業者が化学物質の危険有害性を把握し、適切に取り扱うことが求められるが、その際における、ラベル・SDS等の作成やリスクアセスメントの実施、ばく露防止措置の実施等が適切に行なわれるようにすること。</p> <p>※「事業場」とは、労働関係法令に適用される用語で、同じ所在地で組織的に継続して行われる作業（事業）の一体を指す。また、「同一の場所の例外」、「場所的に離れている場所の例外」等がある。</p> <p>※特定元方事業者の事業開始報告を提出している事業場（現場事務所で労務管理が行われている場合）では、元方事業者は、化学物質管理者を選任して配置することが望ましい。</p> <p>※2一般消費者の生活の用に供される製品とは</p>	
20	表1-3-1 化学物質管理者の専門的講習（リスクアセスメント対象物製造 事業所 ）	20	表1-3-1 化学物質管理者の専門的講習（リスクアセスメント対象物製造 事業場 ）	4行目 (変更)
20	リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場では、専門的講習受講等の資格要件はない。化学物質管理者を選任する候補としては、事業場の特性を十分に考慮したうえで、既存の労働安全衛生法の枠組みで規定されている、衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業環境測定士、作業主任者、化学物質について専門的な知識を有する者が候補となる。	20	リスクアセスメント対象物の製造事業場以外の事業場では、専門的講習受講等の資格要件はない。化学物質管理者を選任する候補としては、事業場の特性を十分に考慮したうえで、既存の労働安全衛生法の枠組みで規定されている、衛生管理者、安全管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、作業環境測定士、作業主任者 等 化学物質について専門的な知識を有する者が候補となる。	39行目 (変更)
21	リスクアセスメント対象物製造事業者以外の事業場においては、安衛則第12条の5第3項第2号炉の規定に気づき、必要な能力を有する者と認められる者から化学物質管理者を選任することとされているが、化学物質管理者講習修了者、同等の能力を有すると認められる者、又は、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している もの から選任することが望ましい。化学物質管理者に準ずる講習については、以下の表1-3-3の内容とされている。	21	リスクアセスメント対象物製造事業者以外の事業場においては、安衛則第12条の5第3項第2号炉の規定に気づき、必要な能力を有する者と認められる者から化学物質管理者を選任することとされているが、化学物質管理者講習修了者、同等の能力を有すると認められる者、又は、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している 者 から選任することが望ましい。化学物質管理者に準ずる講習については、以下の表1-3-3の内容とされている。	4行目 (変更)
25	<p>1. 保護具着用管理責任者の選任</p> <p>保護具着用管理責任者の選任は、作業所ごとに行う。</p> <p>保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任することとされており、次に掲げる者が含まれる。</p> <p>① 化学物質管理専門家の要件に該当する者</p> <p>② 作業環境管理専門家の要件に該当する者</p> <p>③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者（試験の区分及び登録は問わない。）</p>	25	<p>1. 保護具着用管理責任者の選任</p> <p>保護具着用管理責任者の選任は、事業場ごとに行う。</p> <p>保護具着用管理責任者は、保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任することとされており、次に掲げる者が含まれる。</p> <p>① 化学物質管理専門家の要件に該当する者</p> <p>② 作業環境管理専門家の要件に該当する者</p> <p>③ 労働衛生コンサルタント試験に合格した者（試験の区分及び登録は問わない）</p>	33、38行目 (変更) (削除)
26	⑥登録教習機関が行う安全衛生推進者に係る講習を修了した者、 大学を卒業後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者、高等学校を卒業後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの、5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者。	26	⑥登録教習機関が行う安全衛生推進者に係る講習を修了した者、 （大学を卒業後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者、高等学校を卒業後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの、5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有する者）。	4、6行目 (変更) (追加)
27	4) 特別規則で規定する第 三 管理区分場所における各種措置のうち、呼吸用保護具に関すること	27	4) 特別規則で規定する第 8 管理区分場所における各種措置のうち、呼吸用保護具に関すること	4行目 (変更)

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
	5) 第3管理区分場所における作業主任者の職務のうち、呼吸用保護具に関する事項について必要な指導を行うこと		5) 第3管理区分場所における作業主任者の職務のうち、呼吸用保護具に関する事項について必要な指導を行うこと	
27	保護具については、防じんマスク、防毒マスク、保護めがね、化学防護手袋、化学防護服など、さまざまな種類があり、事業場で製造または取扱う化学物質の種類や作業状況により適正に選択する必要がある。特に皮膚等への直接接​​触を防止するための保護具の対象となる化学物質は、リスクアセスメント対象物に限られるものではない。	27	保護具については、防じんマスク、防毒マスク、保護めがね、化学防護手袋、化学防護服など、さまざまな種類があり、事業場で製造し、または取扱う化学物質の種類や作業状況により適正に選択する必要がある。特に皮膚等への直接接​​触を防止するための保護具の対象となる化学物質は、リスクアセスメント対象物に限られるものではない。	19行目 (追加)
28	① 化学物質の種類とそれを取扱う作業者の把握 どのような化学物質を、「誰が」、「どのように」使用しているのか把握することは化学物質による健康障害予防の出発点であり、その観点で現場において化学物質管理を担う化学物質管理者等から提供される情報は重要である。特別規則(特化則、有機則等)で規定されている化学物質については、その使用が常時であれば特殊健康診断の実施対象となる。リスクアセスメント対象物については、リスクアセスメントの結果に基づく健康診断の実施の要否及びその方法を判断する必要がある。	28	① 化学物質の種類とそれを取扱う作業者の把握 どのような化学物質を、「誰が」、「どのように」使用しているのか把握することは化学物質による健康障害予防の出発点であり、その観点で作業所において化学物質管理を担う化学物質管理者等から提供される情報は重要である。特別規則(特化則、有機則等)で規定されている化学物質については、その使用が常時であれば特殊健康診断の実施対象となる。リスクアセスメント対象物については、リスクアセスメントの結果に基づく健康診断の実施の要否及びその方法を判断する必要がある。	17行目 (変更)
35	2) 絵表示の意味とリスク対策 絵表示のうち作業所で頻繁に見るものについての意味と一般的なリスク対策は次のとおりである。	35	2) 絵表示の意味とリスク対策 絵表示のうち作業所で見ることについての意味と一般的なリスク対策は次のとおりである。	2行目 (削除)
37	(6) シンボル：円状の炎	37	(6) シンボル：円上の炎	1行目 (変更)
38	2. 病理及び症状の例 1) 急性毒性	38	2. 病理及び症状の例 1) 急性毒性 (1) 呼吸による吸入	12行目 (追加)
38	2) 皮膚又は、粘膜(眼、呼吸器、消化器)への接触 (1) 刺激性・腐食性 酸やアルカリ、リン化合物などの腐食性物質によって、接触部位において組織破壊が生じる。主に皮膚、眼、消化器系が一般的に影響を受ける部位である。GHSでは、「皮膚腐食性/刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性」に対応する。 (2) 感作性(アレルギー)	38	(2) 皮膚又は、粘膜(眼、呼吸器、消化器)への接触 ① 刺激性・腐食性 酸やアルカリ、リン化合物などの腐食性物質によって、接触部位において組織破壊が生じる。主に皮膚、眼、消化器系が一般的に影響を受ける部位である。GHSでは、「皮膚腐食性/刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性」に対応する。 ② 感作性(アレルギー)	21、22、26 行目 (変更)
38	(3) 慢性毒性 ① 発がん性	38	2) 慢性毒性 ① 発がん性	32行目 (変更)
40	リスクアセスメント対象物健康診断の流れとしては、事業者が先ずリスクアセスメントを実施し、健康障害のリスク評価から健康診断の要否を判断する。健康障害のリスクが許容できない場合、医師等に検討を依頼し選定された検査項目についての健康診断を実施する。	40	リスクアセスメント対象物健康診断の流れとしては、事業者が先ずリスクアセスメントを実施し、健康障害のリスク評価から健康診断の要否を判断する。健康障害のリスクが許容できない場合、医師等に検討を依頼し選定された検査項目についての健康診断を実施する。	17行目 (追加)
41		41		図差替

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
42	化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の作業者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、医師に当該がんへの罹患が業務に起因する可能性についての意見を聴き、医師が、当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断した場合は、遅滞なく、当該作業者の従事業務の内容等について、所轄労働基準監督署に報告しなければならない。	42	化学物質を製造し、又は取り扱う同一事業場において、1年に複数の作業者が同種のがんに罹患したことを把握したときは、医師に当該がんへの罹患が業務に起因する可能性についての意見を聴き、医師が、当該罹患が業務に起因するものと疑われると判断したときは、遅滞なく、当該作業者の従事業務の内容等について、所轄都道府県労働局長に報告しなければならない。	16, 17行目 (変更)
43	ラベルを見ただけでも爆発、引火、火災の危険性がある場合には、火気厳禁にする。水との接触を避ける、高温にしないなど、適切な対応が取れる。 皮膚や眼への影響がある場合には、接触を避けるために化学防護手袋や保護めがね、化学防護服、長靴を装着する。吸入により気道や肺に影響がある場合には、適切な呼吸用保護具（防護用マスクなど）を装着する。	43	ラベルを見ただけでも爆発、引火、火災の危険性がある場合には、火気厳禁にする。水との接触を避ける、高温にしないなど適切な対応が取れる。 皮膚や眼への影響がある場合には、接触を避けるために化学防護手袋・保護めがね、化学防護服、長靴を装着する。吸入により気道や肺に影響がある場合には、適切な呼吸用保護具（防護用マスクなど）を装着する。	7, 8, 9行目 (変更) (削除) (変更)
43	ラベルは、直接的に作業等にわかりやすく危険有害性を伝えるための手段として、位置づけられており、化学物質を含む製品を取り扱う全ての者が理解しておく必要がある。	43	ラベルは、直接的に作業等にわかりやすく危険有害性を伝えるための手段として位置づけられており、化学物質を含む製品を取り扱う全ての者が理解しておく必要がある。	27行目 (削除)
44	 写真2-4-2 有機溶剤缶の表示例	44	 写真2-4-2 有機溶剤缶の表示例	写真差替
48	(9) 新しい情報が提供された場合には、SDSが改訂されるので、その場合には新しいSDSを取得して、リスクアセスメントを実施しリスク管理に反映させる。	48	(9) 新しい情報が提供された場合には、SDSが改訂されるので、その場合には新しいSDSを取得して、リスクアセスメントを実施し、リスク管理に反映させる。	13行目 (追加)
49	(3)*CAS番号とは、アメリカ化学会が化学物質に一对一で番号を登録したものである。化学物質のように正式名称の他に慣用名が複数ある場合に、化学物質を特定できる番号である。 ※CASとは、Chemical Abstract Serviceの略称。以下本書では、「CAS番号」（「キャスばんごう」と呼ぶ）と表記する。 *例：キシレン： キャス 番号No.1330-20-7、エチレン： キャス 番号No.74-85-1	49	(3)*CAS番号とは、アメリカ化学会が化学物質に一对一で番号を登録したものである。化学物質のように正式名称の他に慣用名が複数ある場合に、化学物質を特定できる番号である。 ※CASとは、Chemical Abstract Serviceの略称。以下本書では、「CAS番号」（「キャスばんごう」と呼ぶ）と表記する。 *例：キシレン： CAS 番号No.1330-20-7、エチレン： CAS 番号No.74-85-1	5, 10行目 (削除) (変更)
50	安全取扱い注意事項 ・周辺での 大気 、スパーク、高温物の使用を禁止する。 ・作業 者 、作業靴は、導電性のものを使用する。 ・照明や工具等の電気機器類は防爆型のものとする。 ・ 所要 済みウエス、塗料かす等は廃棄するまで蓋つきの容器で保管する。	50	安全取扱い注意事項 ・周辺での 火気 、スパーク、高温物の使用を禁止する。 ・作業 者 、作業靴は、導電性のものを使用する。 ・照明や工具等の電気機器類は防爆型のものとする。 ・ 使用 済みウエス、塗料かす等は廃棄するまで蓋つきの容器で保管する。	9, 11, 14行目 (変更)
50	保管 安全な保管条件 ・保管場所は火気厳禁とする。熱源から遠ざけて保管する。 ・直射日光を避け、換気の良い場所に一定の管理のできる場所を定め施錠して保管する。	50	保管 安全な保管条件 ・保管場所は火気厳禁とする。熱源から遠ざけて保管する。 ・直射日光を避け、換気の良い場所に一定の管理のできる場所を定め、 施錠 して保管する。	26行目 (追加)
51	(4) 含有される成分のそれぞれの有害性の詳細は項目11の有害性情報に示される。	51	(4) 含有される成分のそれぞれの有害性の詳細は項目11の有害性情報に示される。	27行目 (追加)

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
52	8) 項目10. 安定性及び反応性 この項目では空気との混合物が爆発性を有する。水との反応でガスが発生する。酸化剤と接触すると急激に反応して発火する。などの情報が記載されており、実際に作業する際の条件について注意すべきことがわかる。	52	8) 項目10. 安定性及び反応性 この項目では空気との混合物が爆発性を有する。水との反応でガスが発生する。酸化剤と接触すると急激に反応して発火する。などの情報が記載されており、実際に作業する際の条件について注意すべきことがわかる。	2、3行目 (変更)
52	10) 項目12. 環境影響情報 作業所で考える際に、項目11の危険有害性にばく露される対象は作業者や、作業環境であるが、この項目では危険有害性の対象が作業場外部の環境である。化学物質を取り扱う際には、漏えい時の対策も検討する必要がある。	52	10) 項目12. 環境影響情報 作業所で考える際に、項目11の危険有害性にばく露される対象は作業者や作業環境であるが、この項目では危険有害性の対象が作業場外部の環境である。化学物質を取り扱う際には、漏えい時の対策も検討する必要がある。	21行目 (追加) (削除)
54		54		図差替
54	1. 人的要因 ・生コンによる化学熱傷が発生することを十分理解していなかった。 ・長靴の高さを超える深さのコンクリートを打設するには、不適当な服装・保護具だった(長靴とヤッケズボンをビニールテープで締め付けていたが十分ではなかった。)	54	1. 人的要因 ・生コンによる化学熱傷が発生することを十分理解していなかった。 ・長靴の高さを超える深さのコンクリートを打設するには、不適当な服装・保護具だった(長靴とヤッケズボンをビニールテープで締め付けていたが十分ではなかった。)	24行目 (変更)
57	2. 物的原因 ・室内でエンジン式のコンプレッサーを使用した。(内燃機関の使用)	57	2. 物的原因 ・室内でエンジン式のコンプレッサーを使用した(内燃機関の使用)。	25行目 (変更)
57	3. 管理的対策 ・室内での塗装作業等については、換気設備等の計画を必ず検討し、換気を適切に実施する。 ・一酸化炭素が発生することにより労働者の健康障害が発生するおそれがある作業を行わせる場合には、酸素欠乏危険作業主任者を選任する。	57	3. 管理的対策 ・室内での塗装作業等については、換気設備等の計画を必ず検討し、換気を適切に実施する。 ・一酸化炭素が発生することにより作業者の健康障害が発生するおそれがある作業を行わせる場合には、酸素欠乏危険作業主任者を選任する。	38行目 (変更)
59	3. 管理的理由 ・送風機及び風管等は用意をしたが、設置や配管については作業者任せになっていた。(作業計画書、作業手順書の未整備)	59	3. 管理的理由 ・送風機及び風管等は用意をしたが、設置や配管については作業者任せになっていた(作業計画書、作業手順書の未整備)。	26行目 (変更)
60	ピット内作業のため酸素濃度を測定、送風機の設置して換気を行い、防水作業を開始した。	60	ピット内作業のため酸素濃度を測定、送風機を設置して換気を行い、防水作業を開始した。	15行目 (変更)
61	1. 人的対策 ・SDSを取り寄せて、リスクアセスメントを実施する。 ・有機溶剤の安全衛生教育(特別教育)を受講させる。	61	1. 人的対策 ・SDSを取り寄せて、リスクアセスメントを実施する。 ・有機溶剤の安全衛生教育(特別教育に準じた教育)を受講させる。	32行目 (追加)
62	被災者(クロス工)は、2階宴会場(天井高約5m)の壁上部を高所作業車に2人で乗り、ローラーを使用してプライマーを塗布していた。	62	被災者(クロス工)は、2階宴会場(天井高約5m)の壁上部を、高所作業車に2人で乗り、ローラーを使用してプライマーを塗布していた。	15行目 (追加)

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄														
頁	内容	頁	内容															
65	化学物質のリスクアセスメントは、安衛法第57条の3第1項でSDS交付義務の対象となる物質をリスクアセスメント対象物質とし、それを取り扱う事業者にリスクアセスメントが義務付けられている。対象となる物質数は、2026年には約2,900物質に増加し、リスクアセスメントの義務が拡大することになる。	65	化学物質のリスクアセスメントは、安衛法第57条の3第1項でSDS交付義務の対象となる物質をリスクアセスメント対象物質とし、それを取り扱う事業者にリスクアセスメントが義務付けられている。対象となる物質数は、2026年には約2,300物質に増加し、リスクアセスメントの義務が拡大することになる。	15行目 (変更)														
65	<table border="1"> <tr><td>2026年</td></tr> <tr><td>約2,900物質</td></tr> <tr><td>危険有害な全物質</td></tr> <tr><td>約2,900物質</td></tr> <tr><td>危険有害な全物質</td></tr> <tr><td>約2,900物質</td></tr> <tr><td>危険有害な全物質</td></tr> </table>	2026年	約2,900物質	危険有害な全物質	約2,900物質	危険有害な全物質	約2,900物質	危険有害な全物質	65	<table border="1"> <tr><td>2026年</td></tr> <tr><td>約2,300物質</td></tr> <tr><td>危険有害な全物質</td></tr> <tr><td>約2,300物質</td></tr> <tr><td>危険有害な全物質</td></tr> <tr><td>約2,300物質</td></tr> <tr><td>危険有害な全物質</td></tr> </table>	2026年	約2,300物質	危険有害な全物質	約2,300物質	危険有害な全物質	約2,300物質	危険有害な全物質	24、27、30 行目 (変更)
2026年																		
約2,900物質																		
危険有害な全物質																		
約2,900物質																		
危険有害な全物質																		
約2,900物質																		
危険有害な全物質																		
2026年																		
約2,300物質																		
危険有害な全物質																		
約2,300物質																		
危険有害な全物質																		
約2,300物質																		
危険有害な全物質																		
67	 <p>図3-1-1 濃度基準値等を含めたリスクアセスメントのフロー</p>	67	 <p>図3-1-1 濃度基準値等を含めたリスクアセスメントのフロー <u>(一部改編)</u></p>	図差替、 キャプション変更														
68	⑤ ヒトに対する発がん性が明確な物質については、発がんが確率的影響である。長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値を設定することは困難である。当該物質には、濃度基準値の設定がなされていない。しかし、作業者がこれらの物質にばく露される程度を最小限度としなければならない。	68	⑤ ヒトに対する発がん性が明確な物質については、発がんが確率的影響である。長期的な健康影響が発生しない安全な閾値である濃度基準値を設定することは困難である。 そのため 当該物質には、濃度基準値の設定がなされていない。しかし、作業者がこれらの物質にばく露される程度を最小限度としなければならない。	6行目 (追加)														
69	 <p>図3-1-3 「ラベルでアクション」のイメージ</p>	69	 <p>図3-1-3 「ラベルでアクション」のイメージ</p>	図差替														
69	厚生労働省では、事業者と作業者が、取り扱う化学物質の危険有害性を認識する。事業者は、リスクに基づく必要な措置を検討・実施し、作業者は危険有害性を理解してリスクに応じた対策を実行する。「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとしてすべての関係者に対し、化学物質の危険有害性を把握し行動を起こすことを促している。周知・理解のための資料として、マンガを利用した小冊子、ポスターの他、絵表示に親しむためのカードやペーパーラフトをホームページで提供している (図3-1-3)。	69	厚生労働省では、事業者と作業者が、取り扱う化学物質の危険有害性を認識する。事業者は、リスクに基づく必要な措置を検討・実施し、作業者は危険有害性を理解してリスクに応じた対策を実行する。「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとしてすべての関係者に対し、化学物質の危険有害性を把握し行動を起こすことを促している。周知・理解のための資料として、マンガを利用した小冊子、ポスターの他、絵表示に親しむためのカードやペーパーラフトをホームページで提供している (図3-1-3)。	29、31行目 (変更)														
72、 73		72、 73	(表内各枠上寄せ)	表内 (変更)														





(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
72	事務所：(灯油、ラッカー塗料、スプレーのり、 <u>ハイター</u> 、トナー、消火器等)	72	事務所：(灯油、ラッカー塗料、スプレーのり、 <u>漂白剤</u> 、トナー、消火器等)	表内 2段目 (変更)
72	型枠はく離剤、コンクリート打継処理材、表面保護剤木材防腐剤、ニス	72	型枠はく離剤、コンクリート打継処理材、表面保護剤、 <u>木材防腐剤</u> 、ニス	表内 3段目 (追加)
72	セメント、防水材、コンクリート混和剤、パーライトプレミックスモルタル、着色剤、モルタル接着、増強剤、漆くい	72	セメント、防水材、コンクリート混和剤、パーライト、 <u>プレミックスモルタル</u> 、着色剤、モルタル接着、増強剤、漆くい	表内 4段目 (追加)
72	ロ <u>くい</u> 打ち、杭抜き及び場所打ち <u>くい</u>	72	ロ <u>くい</u> 打ち、杭抜き及び場所打ち <u>杭工事</u>	表内 6段目 (変更)
72	セメント系固化材、ベントナイト、PH調整剤、中和剤、軽油、止水剤、グリース油 (減摩剤、潤滑油)、石灰粉 (マーキング)、 <u>CO₂</u> 、溶接	72	セメント系固化材、ベントナイト、PH調整剤、中和剤、軽油、止水剤、グリース油 (減摩剤、潤滑油)、石灰粉 (マーキング)、溶接	表内 6段目 (削除)
72	固化材、土質安定注入薬剤、裏込め注入材、発破用品、グリース油 (減摩剤、潤滑油)	72	<u>生コンクリート</u> 、固化材、土質安定注入薬剤、裏込め注入材、発破用品、グリース油 (減摩剤、潤滑油)	表内 7段目 (追加)
72	接着剤、耐火パテ、スプレー塗料、(<u>ダクトパッキン</u>) 配管洗浄剤、冷媒ガス (代替フロン) モルタル、ペンキ、ライニング材、発泡剤	72	接着剤、耐火パテ、スプレー塗料、配管洗浄剤、冷媒ガス (代替フロン) モルタル、ペンキ、ライニング材、発泡剤	表内 13段目 (削除)
73	ケミカルアンカー、サビ止め、(<u>防振材</u>)	73	ケミカルアンカー、サビ止め	表内 8段目 (削除)
75	(2) 容易に実施できるリスク低減措置の例 ①発散源が <u>解放</u> されていて、他職の作業場所にまで発散している場合は、仕切り等で隔離する。	75	(2) 容易に実施できるリスク低減措置の例 ①発散源が <u>開放</u> されていて、他職の作業場所にまで発散している場合は、仕切り等で隔離する。	18行目 (変更)
76	また、特別規則 (特化則、有機則等) で規定されている具体的な措置が十分に実行されている場合には <u>特段</u> のリスクの見積りを実施する必要はない。 さらに、建設業のように毎回異なる環境で作業を行う場合において、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において作業者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づくリスク低減措置を定めたマニュアル等を作成する。当該マニュアル等に定められた措置が適切に実施されていることを確認する方法も、認められている。	76	また、特別規則 (特化則、有機則等) で規定されている具体的な措置が十分に実行されている <u>ことが確認できる</u> 場合には <u>上記の方法による</u> リスクの見積りを実施する必要はない <u>として認められている</u> 。 さらに、建設業のように毎回異なる環境で作業を行う場合において <u>は</u> 、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において作業者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づくリスク低減措置を定めたマニュアル等を作成する。当該マニュアル等に定められた措置が適切に実施されていることを確認する方法も、認められている。	22、23、24 行目 (変更) (追加)
76	1) 危険性に関するリスク 通常、化学物質が存在するだけでは火災・爆発等が発生することはないが、作業者が不適切な作業を行った場合、火災・爆発等を発生させることがある。このとき、作業者が近くにいれば、火災・爆発等に巻き込まれる。施設の損壊、周辺地域への影響のように想定以上に被害が広がる可能性 <u>が</u> ある。	76	1) 危険性に関するリスク 通常、化学物質が存在するだけでは火災・爆発等が発生することはないが、作業者が不適切な作業を行った場合、火災・爆発等を発生させることがある。このとき、作業者が近くにいれば、火災・爆発等に巻き込まれる。施設の損壊、周辺地域への影響のように想定以上に被害が広がる可能性 <u>も</u> ある。	36行目 (変更)
81	2) 有害性に関するリスクアセスメント手法 各種条件を入力することでリスクを推定する「推定法」と、 <u>作業現場</u> の濃度を実測することでリスクを推定する「実測法」がある。	81	2) 有害性に関するリスクアセスメント手法 各種条件を入力することでリスクを推定する「推定法」と、 <u>作業所</u> の濃度を実測することでリスクを推定する「実測法」がある。	2行目 (変更)
81	3) 主な手法の特徴 (1) CREATE-SIMPLE 厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」においてExcelファイルで提供されるツールで、危険有害性のリスクアセスメントが簡易に実施できる	81	3) 主な手法の特徴 (1) CREATE-SIMPLE 厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」においてExcelファイルで提供されるツールで、危険有害性のリスクアセスメントが簡易に実施できる <u>。</u>	38行目 (追加)

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
82	<p>しかしながら、リスクが過大評価となることが多い点や、入力因子に関係しない職場の特別な状況やその変化に対応できない点には注意が必要である。</p> <p>CREATE-SIMPLEは、危険有害性について評価できる。</p>	82	<p>CREATE-SIMPLEは、危険有害性について評価できる。しかしながら、リスクが過大評価となることが多い点や、入力因子に関係しない職場の特別な状況やその変化に対応できない点には注意が必要である。</p>	9行目 (移動)
86	<p>マトリクス法、相対的尺度法等の手法を選択する 図4-98 リスクアセスメント手法の選択に係るフロー図</p>	86	<p>マトリクス法、相対的尺度法等の手法を選択する 図4-98 リスクアセスメント手法の選択に係るフロー図</p>	図差替
87	<p>以前は有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害防止規則で管理されない物質を使用していたことがあったが、現在は情報が増えたので、個人用保護具を選択する際に情報が増えて、より適切な保護具を選ぶことができる。</p>	87	<p>以前は有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則で管理されない物質を使用していたことがあったが、現在は情報が増えたので、個人用保護具を選択する際に情報が増えて、より適切な保護具を選ぶことができる。</p>	25行目 (変更)
87	<p>2. 溶剤型塗料</p> <p>溶剤型塗料は水を含まず、樹脂、顔料、有機溶剤、石油由来のケロシンやミネラルスピリットなどで100%となるような塗料である。</p>	87	<p>2. 溶剤系塗料</p> <p>溶剤系塗料は水を含まず、樹脂、顔料、有機溶剤、石油由来のケロシンやミネラルスピリットなどで100%となるような塗料である。</p>	36、37行目 (変更)
88	<p>作業時には、有機溶剤を除去できる有機ガス用防毒マスクを着用する。防毒マスクは比較的高濃度でも数時間程度は有機溶剤を除去できるものが市販されているが、安全な着用時間の参考となる破過時間が防毒マスクの梱包・資料に記載されている。</p> <p>作業時には、有機溶剤を除去できる有機ガス用防毒マスクを着用する。</p> <p>防毒マスクは比較的高濃度でも数時間程度は有機溶剤を除去できるものが市販されているが、安全な着用時間の参考となる破過時間が防毒マスクの梱包・資料に記載されている。</p> <p>しかしながら、この破過時間は単品の有機溶剤について示されており、混合物では破過時間が短くなることに注意が必要である。屋内で塗布面積が大きい作業では一日以内に吸収缶を交換する必要がある。</p>	88	<p>作業時には、有機溶剤を除去できる有機ガス用防毒マスクを着用する。防毒マスクは比較的高濃度でも数時間程度は有機溶剤を除去できるものが市販されているが、安全な着用時間の参考となる破過時間が防毒マスクの梱包・資料に記載されている。</p> <p>しかしながら、この破過時間は単品の有機溶剤について示されており、混合物では破過時間が短くなることに注意が必要である。屋内で塗布面積が大きい作業では一日以内に吸収缶を交換する必要がある。</p>	13行目 (削除)
88	3. 防水塗料・接着剤	88	3. 防水 用 塗料・接着剤	21行目 (追加)
91	<p>2. 管理目標濃度</p> <p>ばく露限界値が無い場合には、基本的にGHS分類に基づいた健康有害性の情報からばく露管理を行う目安を求めなければならない。CREATE-SIMPLEこの場合「管理目標濃度」を設定している (CREATE-SIMPLEのソフトに組み込まれている) (表4-1-1)。</p>	91	<p>2. 管理目標濃度</p> <p>ばく露限界値が無い場合には、基本的にGHS分類に基づいた健康有害性の情報からばく露管理を行う目安を求めなければならない。CREATE-SIMPLEの場合「管理目標濃度」を設定している (CREATE-SIMPLEのソフトに組み込まれている) (表4-1-1)。</p>	26行目 (削除)
95	<p>具体的には、CREATE-SIMPLE等の数理モデルによる、リスクアセスメントの結果、作業者のばく露が、濃度基準値の1/2程度を超えると推定された場合は確認測定を行うことになる。その測定法としては技術上の指針に示されているのが、個人サンプラーを使用する個人ばく露測定である。</p>	95	<p>具体的には、CREATE-SIMPLE等の数理モデルによるリスクアセスメントの結果、作業者のばく露が、濃度基準値の1/2程度を超えると推定された場合は確認測定を行うことになる。その測定法としては技術上の指針に示されているのが、個人サンプラーを使用する個人ばく露測定である。</p>	28行目 (削除)
96	1. リスク低減措置の基本 (原則)	96	1. リスク低減措置の基本 (原則)	34行目

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
	リスク低減のためには、危険有害性のある化学物質を 労働者 の周辺からできるかぎり遠ざけ、ばく露時間や取扱時間を出来るだけ短くすることが必要である。		リスク低減のためには、危険有害性のある化学物質を 作業 者の周辺からできるかぎり遠ざけ、ばく露時間や取扱時間を出来るだけ短くすることが必要である。	(変更)
97	2) 工学的対策 発散や抑制防止のための換気、危険性のある化学 物質 に係る着火源対策などを行う。	97	2) 工学的対策 発散や抑制防止のための換気、危険性のある化学 物質 に係る着火源対策などを行う。	2行目 (変更)
98	しかしながら、優先順位の高い対策を講じたとしても、それより 下記 の順位の対策も補完的に行うことを検討しなければならない。	98	しかしながら、優先順位の高い対策を講じたとしても、それより 下位 の順位の対策も補完的に行うことを検討しなければならない。	39行目 (変更)
99	1) 有害性の低い物質への代替化 自律的な管理に移行することによって、「特別規則(特化則、有機則等) 」 対象外の化学物質は、有害性が低い(あるいは有害性がない)」と安易に判断する場面は徐々に少なくなると思われるが、改めて、代替を検討している化学物質のSDSの内容をよく読み取った上で、慎重に検討しなければならない。	99	1) 有害性の低い物質への代替化 自律的な管理に移行することによって、「特別規則(特化則、有機則等)対象外の化学物質は、有害性が低い(あるいは有害性がない)」と安易に判断する場面は徐々に少なくなると思われるが、改めて、代替を検討している化学物質のSDSの内容をよく読み取った上で、慎重に検討しなければならない。	5行目 (削除)
99	(1) 換気の方法 屋内作業場では、局所排気設備を設置するのが難しかったり、プッシュプル装置では設置場所がなかったりするので、通風が不十分な作業場では機械による換気が必要となる。	99	(1) 換気の方法 屋内作業場では、局所排気設備を設置するのが難しかったり、プッシュプル 型換気 装置では設置場所がなかったりするので、通風が不十分な作業場では機械による換気が必要となる。	19行目 (追加)
100	各事業場において、右記に記載のア)～ カ) に示す作業以外の作業を実施する場合にはここで示す手順に従ってリスクアセスメントを実施することにより、リスク管理を定着させ、作業環境や作業管理を向上させることができるものとなる。	100	各事業場において、右記に記載のア)～ ケ) に示す作業以外の作業を実施する場合にはここで示す手順に従ってリスクアセスメントを実施することにより、リスク管理を定着させ、作業環境や作業管理を向上させることができるものとなる。	39行目 (変更)
101	(3) 建災防版マニュアルの作成手順 (6種類)	101	(3) 建災防版マニュアルの作成手順 (9種類)	3行目 (変更)
101	⑧ 作業ごと、あるいは使用する製品ごとに建災防版マニュアルを作成する。 2023年 度 に作成した建災防版マニュアル。 (6作業) ア) セメント系粉体取扱い作業 イ) スラリー状のコンクリートを使用する作業 ウ) ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 エ) 防水等有機溶剤取扱い作業 オ) シーリング等有機溶剤取扱い作業 カ) 接着(長尺シート等)作業	101	⑧ 作業ごと、あるいは使用する製品ごとに建災防版マニュアルを作成する。 2023、 2024 年に作成した建災防版マニュアル ア) セメント系粉体取扱い キ) 底部プライマー塗布作業・防水スプレーガン吹付作業 イ) スラリー状のコンクリートを使用する作業 ク) セグメントシール貼付け有機溶剤取扱作業 ウ) ドア塗装等有機溶剤取扱い作業 ケ) シールドマシン掘進作業及びセグメント運搬作業 エ) 防水等有機溶剤取扱い作業 オ) シーリング等有機溶剤取扱い作業 カ) 接着(長尺シート等)作業	17～24行目 (変更) (追加)
101	・マニュアルに示している保護具を参考に実際に選択し、保護具に係る記入欄・異常があった場合の記録欄、及び作業者と元請の確認欄様式については、パソコン入力用のEXCEL版と手書き記載用のPDF版が示されている。	101	・マニュアルに示している保護具を参考に実際に選択し、保護具に係る記入欄	32行目 (改行)

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄																																			
頁	内容	頁	内容																																				
			・異常があった場合の記録欄、及び作業者と元請の確認欄様式については、パソコン入力用のEXCEL版と手書き記載用のPDF版が示されている。																																				
103	<p>その上で、建災防版マニュアルに則した保護具の選定、使用が行われるよう管理が行われることになる。</p> <p>(2) 保護具着用管理責任者は、建災防版マニュアルを通して、実際に作業をする作業者に保護具着用の必要性を周知し、適正な着用につなげることが求められる。</p> <p>このためには、建災防版マニュアルについては単に現地に掲示するだけではなく、朝礼やミーティングの場で作業者に周知、教育するなど有効な活用を図るようにする。</p>	103	<p>その上で、建災防版マニュアルに則した保護具の選定、使用が行われるよう管理が行われることになる。</p> <p>(2) 保護具着用管理責任者は、建災防版マニュアルを通して、実際に作業をする作業者に保護具着用の必要性を周知し、適正な着用につなげることが求められる。</p> <p>このためには、建災防版マニュアルについては単に現地に掲示するだけではなく、朝礼やミーティングの場で作業者に周知、教育するなど有効な活用を図るようにする。</p>	3～9行目 (インデント)																																			
103	<p>5) 建災防版マニュアルの類似作業例</p> <p>建災防版マニュアル (6作業) の効果的な運用を図るため、類似作業として下記の作業を特定した。但し、マニュアルに記載外の化学物質が含まれている場合には、建災防版マニュアルをそのまま使用することはできない。</p>	103	<p>5) 建災防版マニュアルの類似作業例</p> <p>建災防版マニュアル (9作業) の効果的な運用を図るため、類似作業として下記の作業を特定した。但し、マニュアルに記載外の化学物質が含まれている場合には、建災防版マニュアルをそのまま使用することはできない。</p>	20行目 (変更)																																			
103	<p>① モルタル仕上げ：壁や床などの下地や仕上げにモルタルを塗る作業</p> <p>② タイル下地：タイル・レンガ等の貼り付けモルタルを使用して行う作業</p>	103	<p>① モルタル仕上げ：壁や床などの下地や仕上げにモルタルを塗る作業</p> <p>② タイル下地：タイル・レンガ等の貼付けモルタルを使用して行う作業</p>	36行目 (削除)																																			
104		104	<p><u>以上、建災防マニュアルの類似作業例を上げましたが、新しく「土木工事マニュアル」(建災防) や下記の「業種・作業別マニュアル」(厚生労働省HP) も参考にしてください。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">○業種・作業別マニュアル</th> </tr> <tr> <th>もの</th> <th>業種</th> <th>作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">洗剤・洗淨剤</td> <td rowspan="6">ビルメンテナンス業</td> <td>PF ボリッシャーでの床洗淨作業 [1009KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>X ボリッシャーでの床洗淨作業 [352KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>PF トイレ洗淨作業 [945KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>X トイレ洗淨作業 [352KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>PF シンク洗淨作業 [943KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>X シンク洗淨作業 [351KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">洗剤・洗淨剤</td> <td rowspan="2">食料品製造業</td> <td>PF 製造・加工設備の洗淨作業 [877KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>X 製造・加工設備の洗淨作業 [337KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">飲食店</td> <td>PF 釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗淨作業 [852KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>X 釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗淨作業 [332KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>PF 洗淨作業 [975KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>X 洗淨作業 [316KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">塗料</td> <td rowspan="3">塗装作業</td> <td>PF 自動車補修塗装作業 [958KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>X 自動車補修塗装作業 [201KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>PF 工業塗装作業 [903KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">接着剤</td> <td rowspan="4">接着関連作業</td> <td>X 工業塗装作業 [254KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>PF 集材・合板・LVL製造での接着関連作業 [1.1MB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>X 集材・合板・LVL製造での接着関連作業 [200KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>PF 内装仕上工事での接着関連作業 [977KB] ⊕</td> </tr> <tr> <td>X 内装仕上工事での接着関連作業 [279KB] ⊕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(厚生労働省HP)</p> <p><u>現状では、マニュアル作成は専門家に依存することが多いと思われるが、将来的には自分たちでマニュアルを作成することが期待される。</u></p> <p><u>危険有害性があることを確認し、実施すべき対策をマニュアルどおり使用するか、修正してから使用するか見極めた上で、自社用のオリジナルマニュアルを作成することができる。</u></p>	○業種・作業別マニュアル			もの	業種	作業	洗剤・洗淨剤	ビルメンテナンス業	PF ボリッシャーでの床洗淨作業 [1009KB] ⊕	X ボリッシャーでの床洗淨作業 [352KB] ⊕	PF トイレ洗淨作業 [945KB] ⊕	X トイレ洗淨作業 [352KB] ⊕	PF シンク洗淨作業 [943KB] ⊕	X シンク洗淨作業 [351KB] ⊕	洗剤・洗淨剤	食料品製造業	PF 製造・加工設備の洗淨作業 [877KB] ⊕	X 製造・加工設備の洗淨作業 [337KB] ⊕	飲食店	PF 釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗淨作業 [852KB] ⊕	X 釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗淨作業 [332KB] ⊕	PF 洗淨作業 [975KB] ⊕	X 洗淨作業 [316KB] ⊕	塗料	塗装作業	PF 自動車補修塗装作業 [958KB] ⊕	X 自動車補修塗装作業 [201KB] ⊕	PF 工業塗装作業 [903KB] ⊕	接着剤	接着関連作業	X 工業塗装作業 [254KB] ⊕	PF 集材・合板・LVL製造での接着関連作業 [1.1MB] ⊕	X 集材・合板・LVL製造での接着関連作業 [200KB] ⊕	PF 内装仕上工事での接着関連作業 [977KB] ⊕	X 内装仕上工事での接着関連作業 [279KB] ⊕	19～40行目 (新設)
○業種・作業別マニュアル																																							
もの	業種	作業																																					
洗剤・洗淨剤	ビルメンテナンス業	PF ボリッシャーでの床洗淨作業 [1009KB] ⊕																																					
		X ボリッシャーでの床洗淨作業 [352KB] ⊕																																					
		PF トイレ洗淨作業 [945KB] ⊕																																					
		X トイレ洗淨作業 [352KB] ⊕																																					
		PF シンク洗淨作業 [943KB] ⊕																																					
		X シンク洗淨作業 [351KB] ⊕																																					
洗剤・洗淨剤	食料品製造業	PF 製造・加工設備の洗淨作業 [877KB] ⊕																																					
		X 製造・加工設備の洗淨作業 [337KB] ⊕																																					
	飲食店	PF 釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗淨作業 [852KB] ⊕																																					
		X 釜や容器等への苛性ソーダ等の投入による洗淨作業 [332KB] ⊕																																					
		PF 洗淨作業 [975KB] ⊕																																					
		X 洗淨作業 [316KB] ⊕																																					
塗料	塗装作業	PF 自動車補修塗装作業 [958KB] ⊕																																					
		X 自動車補修塗装作業 [201KB] ⊕																																					
		PF 工業塗装作業 [903KB] ⊕																																					
接着剤	接着関連作業	X 工業塗装作業 [254KB] ⊕																																					
		PF 集材・合板・LVL製造での接着関連作業 [1.1MB] ⊕																																					
		X 集材・合板・LVL製造での接着関連作業 [200KB] ⊕																																					
		PF 内装仕上工事での接着関連作業 [977KB] ⊕																																					
X 内装仕上工事での接着関連作業 [279KB] ⊕																																							

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
105	<p>図4-3-3 建設業における生産フローとリスク低減措置</p>	106	<p>図4-3-3 建設業における生産フローとリスク低減措置</p>	図差替
108	<p>図4-3-4 毎日のサイクルにおけるリスク低減措置</p>	109	<p>図4-3-4 毎日のサイクルにおけるリスク低減措置</p>	図差替
110	(3)「がん原生物質により著しく汚染される事態がなかった場合」は、その旨記載すれば足りるものと考えられる。	111	(3)「がん原生物質により著しく汚染される事態がなかった場合」は、その旨記載すれば足りるものと考えられる。	3行目 (改行削除)
110	(4) リスクアセスメントの対象作業が継続し、上記の作業員への周知等を行っている あいだ 、それらの周知事項を記録し、保存しておく。	111	(4) リスクアセスメントの対象作業が継続し、上記の作業員への周知等を行っている 間 、それらの周知事項を記録し、保存しておく。	34行目 (変更)
111	<p>安衛則577条の2第2項により、濃度基準値が設定されているものについては、当該化学物質へのばく露を濃度基準値以下としなければならないが、濃度基準値のない化学物質については当該化学物質へのばく露を最小限にしなければならないとされている。</p> <p>ばく露防止措置の優先順位は次段階の原則と変わらない。</p> <p>しかし、安衛則では、呼吸用保護具を適切に選択・装着して、作業員の呼吸域の化学物質濃度を、濃度基準値以下にすることも対応策として認められている。</p>	112	<p>安衛則577条の2第2項により、濃度基準値が設定されているものについては、当該化学物質へのばく露を濃度基準値以下としなければならないが、濃度基準値のない化学物質については当該化学物質へのばく露を最小限にしなければならないとされている。</p> <p>しかし、安衛則では、呼吸用保護具を適切に選択・装着して、作業員の呼吸域の化学物質濃度を、濃度基準値以下にすることも対応策として認められている。</p>	12行目 (削除)
111	実際には、化学物質に関する情報を理解できる責任者がリスクアセスメントを行ってから、適切なばく露低減対策を講じることが優先であり、その上で個人用保護具の選択を行うべきである。	112	ばく露防止措置の優先順位は図4-3-3 (P.105) のとおりであるが 、実際には、化学物質に関する情報を理解できる責任者がリスクアセスメントを行ってから、適切なばく露低減対策を講じることが優先であり、その上で個人用保護具の選択を行うべきである。	24行目 (追加)
112	2) 取り扱い製品の状態の確認 化学製品を取扱う際に、化学物質が粉じんとして飛散するか、塗料のように液体であって成分の有機溶剤が揮発して ガス になっているか、スプレー塗装のように霧状の細かい液滴とガスの混合物であるかなど詳細な状況を確認する。	113	2) 取り扱い製品の状態の確認 化学製品を取扱う際に、化学物質が粉じんとして飛散するか、塗料のように液体であって成分の有機溶剤が揮発して 蒸気 になっているか、スプレー塗装のように霧状の細かい液滴とガスの混合物であるかなど詳細な状況を確認する。	3行目 (変更)

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
112	<p>浮遊する粉じん等の飛沫から眼を保護するためには、保護めがねを使用する。保護めがねにはゴグル型とスペクタクル (普通のめがねのような) 型があり、スペクタクル型でもサイドシールド付きなど、顔の横からの飛沫を避けられる構造のものもあるがゴグル型を使用するのが望ましい (写真4-4-1)。</p> <p>視力矯正用の一般的なめがねについては、スペクタクル型と同様に顔との密着性がよくないため、めがねの上から着用できるタイプのゴグル型の保護めがねを併用する。</p>	113	<p>浮遊する粉じん等の飛沫から眼を保護するためには、保護めがねを使用する。保護めがねにはゴグル形とスペクタクル (普通のめがねのような) 形があり、スペクタクル形でもサイドシールド付きなど、顔の横からの飛沫を避けられる構造のものもあるがゴグル形を使用するのが望ましい (写真4-4-1)。</p> <p>視力矯正用の一般的なめがねについては、スペクタクル形と同様に顔との密着性がよくないため、めがねの上から着用できるタイプのゴグル形の保護めがねを併用する。</p>	23～29行目 (変更)
113	 <p>写真4-4-1 保護めがね、保護面の例</p>	114	 <p>写真4-4-1 保護めがね、保護面の例</p>	図差替
114	<p>3) 化学防護手袋の選択方法</p> <p>(1) 皮膚に影響を与え、皮膚から体内に吸収される可能性のある物質を含む製品であるかを確認する (有機則、特化則で保護具着用義務のある物質を含む)。</p>	115	<p>3) 化学防護手袋の選択方法</p> <p>(1) 皮膚に影響を与え、皮膚から体内に吸収される可能性のある物質を含む製品であるかを確認する (有機則、特化則で保護具着用義務のある物質を含む)。</p>	22行目 (削除)
115	<p>(6) 手袋選定時に設定した使用時間や使用方法を逸脱した場合、手袋内部に有害物質が浸透するおそれがあるので、事前に決めた使用時間や使用方法を作業者に周知する。(作業者任せにしない)。</p>	116	<p>(6) 手袋選定時に設定した使用時間や使用方法を逸脱した場合、手袋内部に有害物質が浸透するおそれがあるので、事前に決めた使用時間や使用方法を作業者に周知する (作業者任せにしない)。</p>	13行目 (変更)
115	<p>5) 皮膚障害防止用保護具の選択マニュアル</p> <p>厚生労働省は、皮膚障害等防止用保護具の適切な選択・使用・保守管理の実施を推進するために「皮膚障害防止用保護具の選択マニュアル」を令和6年2月に制定している。</p> <p>本マニュアルにおける選定の基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>手順1 作業等の確認 (図4-4-1)</p> <p>作業や取扱物質について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取扱物質が皮膚障害化学物質かどうか ② 取扱い時の性状はどうか ③ 作業内容と時間はどの程度か <p>手順2 化学防護手袋のスクリーニング (図4-4-2、写真4-4-2、写真4-4-3)</p> <p>材料ごとの耐透過性データを耐透過性能一覧表で確認し、材料の候補を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 耐透過性能一覧表で取扱物質を検索 ② 手順1で確認した作業内容・時間を参考に作業分類 	116	<p>5) 皮膚等障害防止用保護具の選定マニュアル</p> <p>厚生労働省は、皮膚障害等防止用保護具の適切な選択・使用・保守管理の実施を推進するために「皮膚等障害防止用保護具の選定マニュアル」を令和6年2月に制定している。</p> <p>本マニュアルにおける選定の基本的考え方は次のとおりである。</p> <p>手順1 作業等の確認 (図4-4-1)</p> <p>作業や取扱物質について確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取扱物質が皮膚障害化学物質かどうか ② 取扱い時の性状はどうか ③ 作業内容と時間はどの程度か <p>手順2 化学防護手袋のスクリーニング (図4-4-2、写真4-4-3)</p> <p>材料ごとの耐透過性データを耐透過性能一覧表で確認し、材料の候補を選定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 耐透過性能一覧表で取扱物質を検索 ② 手順1で確認した作業内容・時間を参考に作業を分類 	26～38行目 (変更)
117	 <p>写真4-4-3 化学防護手袋の例(2)</p>	118	 <p>写真4-4-3 化学防護手袋の例(2)</p>	図差替

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
117	しかしながら、皮膚からの吸収が心配される化学物質に対して、浸透性の高い防護服を使用すると、内側に入り込んだ化学物質が皮膚の広い面積から体内に吸収されるため、防毒マスクを使用し呼吸からの取り込みを防いでも、皮膚から化学物質を体内に取り込むことになるので、注意が必要である。	118	しかしながら、皮膚からの吸収が心配される化学物質に対して、浸透性の高い 化学 防護服を使用すると、内側に入り込んだ化学物質が皮膚の広い面積から体内に吸収されるため、防毒マスクを使用し呼吸からの取り込みを防いでも、皮膚から化学物質を体内に取り込むことになるので、注意が必要である。	26行目 (追加)
117	使用する化学物質等に応じて、カタログやメーカーに相談して適切なものを選定する。例えば、スプレー塗装のような場合には液体の化学物質への著しい接触による浸透とガス状物質の透過が同時に起こることに注意が必要である。なお、透過は分子レベルで、素材を通り抜けるかどうかであり、浸透は生地、ファスナー、縫い目などからの通り抜けを指す。 粉じん等を取り扱う作業では不織布の化学防護服がよく知られているが、耐透過性がないものが多い。そのような化学防護服では、スプレー塗装で全身がばく露し皮膚に化学物質が付着することがあるので、注意が 必 必要である。	118 119	使用する化学物質等に応じて、カタログを 確認したり 、メーカーに相談して適切なものを選定する。例えば、スプレー塗装のような場合には液体の化学物質への著しい接触による浸透とガス状物質の透過が同時に起こることに注意が必要である。なお、透過は分子レベルで、素材を通り抜けるかどうかであり、浸透は生地、ファスナー、縫い目などからの通り抜けを指す。 粉じん等を取り扱う作業 用 の不織布の化学防護服がよく知られているが、 有機溶剤に対して の耐透過性がないものが多い。そのような化学防護服では、スプレー塗装で全身がばく露し皮膚に化学物質が付着することがあるので、注意が必要である。	34～40、1行目 (変更)
118	図4-4-3の 点線 から上に分類されているろ過式呼吸用保護具は、作業場の酸素濃度が18%以上の場合のみ、酸素濃度が十分な作業場で使用するものである。 図4-4-3の 点線 から下に分類されている給気式呼吸用保護具は、作業場の酸素濃度が18%未満の場合に、作業場内の空気以外の空気を取り入れることで酸欠が疑われる職場でも使用可能なものである。	119	図4-4-3の 破線 から上に分類されているろ過式呼吸用保護具は、作業場の酸素濃度が18%以上の場合のみ、酸素濃度が十分な作業場で使用するものである。 図4-4-3の 破線 から下に分類されている給気式呼吸用保護具は、作業場の酸素濃度が18%未満の場合に、作業場内の空気以外の空気を取り入れることで酸欠が疑われる職場でも使用可能なものである。	23、25行目 (変更)
123	3) 呼吸用保護具の選択方法 (1) 酸素濃度が18%以上であることを測定により確認する。 (酸素欠乏危険場所の場合) 換気等を行っても酸素欠乏の場合は、給気式呼吸用保護具を使用する。	124	3) 呼吸用保護具の選択方法 (1) 酸素濃度が18%以上であることを測定により確認する。 (換気等を行っても酸素欠乏の場合は、給気式呼吸用保護具を使用する) 。	2、3行目 (変更)
123	(4) 防毒マスクの吸収缶はガス・蒸気の種類により を 選択する(表4-4-3)。	124	(4) 防毒マスクの吸収缶はガス・蒸気の種類により選択する(表4-4-3)。	20行目 (削除)
124	② 有機溶剤場合、その種類により破過時間は異なるが、一般的に沸点の低い有機溶剤は破過時間が短い。 ③ 高温・高湿の場合、作業強度が強い(呼吸量が多い)場合は破過時間が短くなる。 ④ 臭いがしたら、換気の良い安全な場所へ退避する。 ⑤ 半面形体の場合は、各作業者の顔に適したものを選び、着用時にシールチェックを行う。(防じんマスクも共通)	125	② 有機溶剤 の場合 、その種類により破過時間は異なるが、一般的に沸点の低い有機溶剤は破過時間が短い。 ③ 高温・高湿の場合、作業強度が強い(呼吸量が多い)場合は破過時間が短くなる。 ④ 臭いがしたら、換気の良い安全な場所へ退避する。 ⑤ 半面形体の場合は、各作業者の顔に適したものを選び、着用時にシールチェックを行う(防じんマスクも共通)。	9、14行目 (変更)
124	⑤ ある有害粉じんの濃度基準値が0.5mg/m ³ で、外部の有害物質濃度が3mg/m ³ である時の要求防護係数は3÷0.5=6となり、この値より指定防護係数が大きいマスクが必要になることから、マスクの防護性能を示す指定防護係数(表4-4-4)を参照すると、例えば取替え式または使い捨て式防じんマスクのRL3/RS3、DL3/DS3 または RL2/RS2、DL2/DS2を使用できることになる。	125	⑤ ある有害粉じんの濃度基準値が0.5mg/m ³ で、外部の有害物質濃度が3mg/m ³ である時の要求防護係数は3÷0.5=6となり、この値より指定防護係数が大きいマスクが必要になることから、マスクの防護性能を示す指定防護係数(表4-4-4)を参照すると、例えば取替え式または使い捨て式防じんマスクのRL3/RS3、DL3/DS3、RL2/RS2 又は DL2/DS2を使用できることになる。	33行目 (変更)

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄																								
頁	内容	頁	内容																									
126	(1) 呼吸用保護具 (面体を有するものに限る ²) を使用する作業者について、日本産業規格 JIS T 8150 (呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法) に定める方法又は、これと同等の方法により、当該作業者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数 (以下「フィットファクタ」という。) を求め、当該フィットファクタが要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とすること。	127	(1) 呼吸用保護具 (面体を有するものに限る) を使用する作業者について、日本産業規格 JIS T 8150 (呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法) に定める方法又は、これと同等の方法により、当該作業者の顔面と当該呼吸用保護具の面体との密着の程度を示す係数 (以下「フィットファクタ」という。) を求め、当該フィットファクタが要求フィットファクタを上回っていることを確認する方法とすること。	4行目 (削除)																								
127	<p>図4-4-8 呼吸用保護具選定の流れ</p>	128	<p>図4-4-8 呼吸用保護具選定の流れ</p>	図差替																								
127	<p>表4-5-1 化学物質管理に係る労働者教育</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>不安全行動の原因</th> <th>行うべき教育</th> <th>教育内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知らなかった</td> <td>知識教育を行う</td> <td>取扱う製品の性質、機能など 製品の危険有害性 作業に必要な法規、社内基準など</td> </tr> <tr> <td>できなかった</td> <td>技能教育 (訓練) 行う</td> <td>作業のやり方、片付け方 緊急時対応に係わる事柄の定期的な訓練 技能の更なる向上に繋がる事柄</td> </tr> <tr> <td>やらなかった</td> <td>態度教育を行う</td> <td>化学物質を取扱うことによる利益と不利益 感情、本能に訴えるメッセージの伝達 危険性の場合、写真や動画での体感</td> </tr> </tbody> </table>	不安全行動の原因	行うべき教育	教育内容	知らなかった	知識教育を行う	取扱う製品の性質、機能など 製品の危険有害性 作業に必要な法規、社内基準など	できなかった	技能教育 (訓練) 行う	作業のやり方、片付け方 緊急時対応に係わる事柄の定期的な訓練 技能の更なる向上に繋がる事柄	やらなかった	態度教育を行う	化学物質を取扱うことによる利益と不利益 感情、本能に訴えるメッセージの伝達 危険性の場合、写真や動画での体感	128	<p>表4-5-1 化学物質管理に係る労働者教育</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>不安全行動の原因</th> <th>行うべき教育</th> <th>教育内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知らなかった</td> <td>知識教育を行う</td> <td>取扱う製品の性質、機能など 製品の危険有害性 作業に必要な法規、社内基準など</td> </tr> <tr> <td>できなかった</td> <td>技能教育 (訓練) 行う</td> <td>作業のやり方、片付け方 緊急時対応に係わる事柄の定期的な訓練 技能の更なる向上に繋がる事柄</td> </tr> <tr> <td>やらなかった</td> <td>態度教育を行う</td> <td>化学物質を取扱うことによる利益と不利益 感情、本能に訴えるメッセージの伝達 危険性の場合、写真や動画での体感</td> </tr> </tbody> </table>	不安全行動の原因	行うべき教育	教育内容	知らなかった	知識教育を行う	取扱う製品の性質、機能など 製品の危険有害性 作業に必要な法規、社内基準など	できなかった	技能教育 (訓練) 行う	作業のやり方、片付け方 緊急時対応に係わる事柄の定期的な訓練 技能の更なる向上に繋がる事柄	やらなかった	態度教育を行う	化学物質を取扱うことによる利益と不利益 感情、本能に訴えるメッセージの伝達 危険性の場合、写真や動画での体感	表 (ケイ削除)
不安全行動の原因	行うべき教育	教育内容																										
知らなかった	知識教育を行う	取扱う製品の性質、機能など 製品の危険有害性 作業に必要な法規、社内基準など																										
できなかった	技能教育 (訓練) 行う	作業のやり方、片付け方 緊急時対応に係わる事柄の定期的な訓練 技能の更なる向上に繋がる事柄																										
やらなかった	態度教育を行う	化学物質を取扱うことによる利益と不利益 感情、本能に訴えるメッセージの伝達 危険性の場合、写真や動画での体感																										
不安全行動の原因	行うべき教育	教育内容																										
知らなかった	知識教育を行う	取扱う製品の性質、機能など 製品の危険有害性 作業に必要な法規、社内基準など																										
できなかった	技能教育 (訓練) 行う	作業のやり方、片付け方 緊急時対応に係わる事柄の定期的な訓練 技能の更なる向上に繋がる事柄																										
やらなかった	態度教育を行う	化学物質を取扱うことによる利益と不利益 感情、本能に訴えるメッセージの伝達 危険性の場合、写真や動画での体感																										
128	<p>実際に知識教育を行うにあたっては、SDSよりも、ラベルの記載内容を教材に使うことが望ましい。詳細な情報が書き込まれているSDSは、主に教育・指導を行う担当者が参考にする。簡潔に注意点等がまとめられているラベルを教材に活用した方が、内容を作業者が受け入れやすい。</p> <p>また、ラベルだけで不十分であれば、化学物質管理者がSDSから読み取った大事な事柄を、ラベルにプラスして説明する。ラベルやSDSには、「化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)」の国連勧告を踏まえて、化学物質の名称、人体への影響などが、絵表示も交えて記載されており、記載内容は国際的に統一されている。</p>	129	<p>実際に知識教育を行うにあたっては、SDSよりも、ラベルの記載内容を教材に使うことが望ましい。詳細な情報が書き込まれているSDSは、主に教育・指導を行う担当者が参考にする。簡潔に注意点等がまとめられているラベルを教材に活用した方が、内容を作業者が受け入れやすい。</p> <p>また、ラベルだけで不十分であれば、化学物質管理者がSDSから読み取った大事な事柄を、ラベルにプラスして説明する。ラベルやSDSには、「化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS)」の国連勧告を踏まえて、化学物質の名称、人体への影響などが、絵表示も交えて記載されており、記載内容は国際的に統一されている。</p>	11、14行目 (削除)																								
132	<p>(2) 皮膚等に付着をした場合</p> <p>直ちに汚染された衣類を可能な限り脱衣し、多量の水又は洗浄剤等で洗い、医師の診断又は手当てを受ける。刺激性・腐食性が強い物質は、直ちに救急処置を受ける必要がある。なお、皮膚感作性がある物質の場合は、皮膚の刺激や湿疹が出た場合は医師の診断または手当てを受ける。なお洗浄に際して、明らかに水では不適切な場合には洗浄の際には水は使用せず、また当該物質に適切な洗浄剤がある場合にはそれを使用する (詳細は製品のラベル及びSDSに記載がある)。</p> <p>(3) 吸い込んだ場合 (吸入)</p>	132	<p>(2) 皮膚等に付着をした場合</p> <p>直ちに汚染された衣類を可能な限り脱衣し、多量の水又は洗浄剤等で洗い、医師の診断又は手当てを受ける。刺激性・腐食性が強い物質は、直ちに救急処置を受ける必要がある。なお、皮膚感作性がある物質によって、皮膚の刺激や湿疹が出た場合は医師の診断または手当てを受ける。なお洗浄に際して、明らかに水では不適切な場合には洗浄の際には水は使用せず、また当該物質に適切な洗浄剤がある場合にはそれを使用する (詳細は製品のラベル及びSDSに記載がある)。</p> <p>(3) 吸い込んだ場合 (吸入)</p>	13、21、26 行目 (変更)																								

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
	<p>空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。医師の診断または手当てを受ける。刺激性・腐食性が強い物質を吸入した場合は直ちに救急処置を受ける必要がある。なお、呼吸器感受性がある物質の場合、呼吸器にかかる症状が出た場合は直ちに救急処置を受ける必要がある。</p> <p>(4) 眼に入った場合</p> <p>すぐに水で数分間注意深く洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。眼の刺激が続く場合は、医師の診断または手当てを受ける。</p>		<p>空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。医師の診断または手当てを受ける。刺激性・腐食性が強い物質を吸入した場合は直ちに救急処置を受ける必要がある。なお、呼吸器感受性がある物質によって、呼吸器にかかる症状が出た場合は直ちに救急処置を受ける必要がある。</p> <p>(4) 眼に入った場合</p> <p>すぐに水で数分間注意深く洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続ける。眼の刺激が続く場合は、医師の診断又は手当てを受ける。</p>	
132	【応急措置】	132	【応急措置】	40、1行目 (変更)
133	肺胞表面に発生した炎症自体に対しては、現場での応急措置では改善を期待できないため、速やかに救急車を呼び医療機関を受診させる。	133	肺胞表面に発生した炎症自体に対しては、作業所での応急措置では改善を期待できないため、速やかに救急車を呼び医療機関で受診させる。	
133	過敏性・喘息 原因となる化学物質への少量のばく露であっても、人の側でのアレルギー性免疫反応により症状が発生することがある。	133	過敏性・喘息 原因となる化学物質への少量のばく露であっても、人の側でのアレルギー性免疫反応により症状が発生することがある。	8行目 (下線削除)
134	<p>(3) 誤飲</p> <p>化学物質の誤飲は、職業ばく露としてはまれであるが、ペットボトル等の容器に小分けされていた化学物質を誤って飲み込むことなどにより発生する。その症状は物性によりさまざまであるが、消化管粘膜の損傷は先行性腹膜炎に至ると致命的になる事がある。</p> <p>また、刺激性や腐食性の強い物質等を飲み込んだ場合に、無理に内容物の嘔吐を促すと上部消化管粘膜の損傷や、気道への誤嚥(ごえん)による化学性肺炎を併発する可能性がある。</p> <p>【応急措置】</p> <p>・速やかに救急車・医療機関を受診する。その際、SDSを必ず持参する。</p>	134	<p>(3) 誤飲</p> <p>化学物質の誤飲は、職業ばく露としてはまれであるが、ペットボトル等の容器に小分けされていた化学物質を誤って飲み込むことなどにより発生する。その症状は物性によりさまざまであるが、消化管粘膜の損傷は穿孔性腹膜炎に至ると致命的になる事がある。</p> <p>また、刺激性や腐食性の強い物質等を飲み込んだ場合に、無理に内容物の嘔吐を促すと上部消化管粘膜の損傷や、気道への誤嚥による化学性肺炎を併発する可能性がある。</p> <p>【応急措置】</p> <p>・速やかに救急車・医療機関で受診させる。その際、SDSを必ず持参する。</p>	15、17、20 行目 (変更)
135	<p>3. 火災・爆発等発生時の応急措置</p> <p>(1) 化学物質による火災、爆発</p> <p>化学物質は様々な危険性を持っている。作業場所での取り扱い方や作業・操作などが適切でない場合、それらの危険性が顕在化し、火災や爆発などの事故や、化学物質の漏えいによる環境汚染などが引き起こされてしまう可能性が知られている。</p>	135	<p>3. 火災・爆発等発生時の応急措置</p> <p>(1) 化学物質による火災、爆発</p> <p>化学物質は様々な危険性を持っている。作業場所での取り扱い方や作業・操作などが適切でない場合、それらの危険性が顕在化し、火災や爆発などの事故や、化学物質の漏えいによる環境汚染などが引き起こされてしまう可能性が知られている。</p>	6行目 (変更)
135	⑥ 爆発性混合器を形成させないために可燃性ガス検知器や酸素検知器を設置する。	135	⑥ 爆発性混合気を形成させないために可燃性ガス検知器や酸素検知器を設置する。	31行目 (変更)
136	<p>(1) 応急措置訓練計画の作成及び訓練の実施</p> <p>安衛則第12条の5で、事業者は、法57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査において、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う事業ごとに化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならないとされている。</p> <p>安衛則第12条の5の第1項第4号では、「リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること」と定められている。</p>	136	<p>(1) 応急措置訓練計画の作成及び訓練の実施</p> <p>安衛則第12条の5で、事業者は、法57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査において、リスクアセスメント対象物を製造し又は取り扱う事業場ごとに化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならないとされている。</p> <p>安衛則第12条の5の第1項第4号では、「リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること」と定められている。</p>	19、26行目 (変更)

(旧版) 初版 (令和7年1月24日)		(新版) 2版 (令和7年12月19日)		備考欄
頁	内容	頁	内容	
	<p>これは、実際に労働災害が発生した場合の対応のみならず、労働災害が発生した場合を想定した応急措置等の訓練の内容やその計画を定めること等も含まれるとされている。</p> <p>化学物質管理者の職務として、当該現場の実情に合致した訓練計画を定め、計画に基づいて、応急措置訓練を実施することが望ましい (図5-1-2) (図5-1-3)。</p>		<p>これは、実際に労働災害が発生した場合の対応のみならず、労働災害が発生した場合を想定した応急措置等の訓練の内容やその計画を定めること等も含まれるとされている。</p> <p>化学物質管理者の職務として、作業所等の実情に合致した訓練計画を定め、計画に基づいて、応急措置訓練を実施することが望ましい (図5-1-2) (図5-1-3)。</p>	
178	<p>労働安全衛生法 第119条 (罰則)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	178	<p>労働安全衛生法 第119条 (罰則)</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	34行目 (変更)
190		190	<p>労働安全衛生規則 第577条の2の2</p> <p>がん原性物質を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、がん原性物質関係記録等報告書 (様式第24号の3) に次のリスクアセスメント対象物健康診断個人票及び記録又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。</p> <p>1 前条第五項のリスクアセスメント対象物健康診断個人票 (リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。)</p> <p>2 前条第11項第2号 (リスクアセスメント対象物ががん原性物質である場合に限る。) 及び同項第3号の記録 (令和8年1月1日施行))</p>	10～18行目 (新設)
190 191	<p>労働安全衛生規則 第594条の3</p> <p>事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤 (皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限る。以下「皮膚等障害化学物質等」という。) を製造し、又は取り扱う業務 (法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及び皮膚等障害化学物質等を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。) に労働者を従事させるときは、不透水性の保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</p>	191	<p>労働安全衛生規則 第594条の3</p> <p>事業者は、化学物質又は化学物質を含有する製剤 (皮膚等障害化学物質等及び皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがないことが明らかなものを除く。) を製造し、又は取り扱う業務 (法及びこれに基づく命令の規定により労働者に保護具を使用させなければならない業務及びこれらの物を密閉して製造し、又は取り扱う業務を除く。) に労働者を従事させるときは、当該労働者に保護衣、保護手袋、履物又は保護眼鏡等適切な保護具を使用させるよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、同項の保護具について、これらを使用する必要がある旨を周知させるよう努めなければならない。</p>	10～19行目 (変更)
奥付	<p>新 版 令和7年1月24日</p> <p>~~~~~</p> <p>印 刷 ライト印刷株式会社</p>	奥付	<p>初 版 令和7年1月24日</p> <p>初版2刷 令和7年7月15日</p> <p>2 版 令和7年12月19日</p> <p>~~~~~</p> <p>印 刷 株式会社丸井工文社</p>	